

第
4866
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 12月 2日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 新事業承継税制への移行

Q：現在、事業承継税制の適用を受けていますが、要件が緩和された新事業承継税制に移行することはできますか？

A：届出をすれば新制度に移行することができます。

【解説】

事業承継税制は、申告期限の翌日から1年を経過する日ごとの日を報告基準日として、5年間、経済産業局と税務署に適用要件を満たしている旨の確認を受けなければならないこととなっています。

適用要件には、①相続又は贈与時の常時使用従業員数を毎年8割以上確保すること（雇用確保要件）、②贈与の場合、贈与時に先代経営者が役員を退任すること（役員退任要件）などがあります。

この事業承継税制ですが、今年度の税制改正でその要件が緩和され、平成27年1月以降は、雇用確保要件の「毎年」が「5年間の平均」でいいことになり、役員退任要件についても、先代経営者は代表者を退けば、有給であっても役員として残れるようになりました。

現行税制を受けている人は、経済産業省と税務署に新制度に移行する旨の書面を提出すれば、新制度の適用を受けることができます。

届出は、平成26年1月から受付されます。

